

広島県訓令第十二号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第十号中「専決処分」の下に、「（別表第二局長専決事項の欄に掲げるものを除く。

）」を加える。

別表第二局長専決事項の欄中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 地方自治法第八十条の規定による専決処分のうち、次に掲げるもの

（一） 県税の賦課徴収その他歳入の徴収について生ずる訴えの提起に關すること。

（二） 県営住宅に係る家賃若しくは損害賠償金の支払又は明渡しの請求に關する訴えの提起、和解及び調停（広島県県営住宅設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）第三十九条第一項第一号又は第二号に該当する入居者に係るものに限る。）に關する訴え。

（三）（一）及び（二）に定めるものを除くほか、県の申立てに基づいて発せられた支払督促に対し、債務者から適法な異議の申立てがあつた場合に、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百九十五条の規定により当該支払督促の申立ての時にあつたものとみなされる訴えの提起に關すること。

（四） 地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定による損害賠償を支払うもので、その額が五百万円以下のものに係る和解に關すること（職員的行為によつて発生した交通事故及び道路管理の瑕疵による事故に係るものに限る。）。

（五） 地方自治法第九十六条第一項第十三号の規定による法律上その義務に属する損害賠償で、その額が五百万円以下のものの額を定めること（職員的行為によつて発生した交通事故及び道路管理の瑕疵による事故に係るものに限る。）。

別表第三都市局の部住宅課の項局長専決事項の欄第一号中、「（平成九年広島県条例第十三号）」を削り、同欄第二号中、「（平成八年法律第九号）」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。